

委託契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年 月 日から令和9年2月26日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、第2条に定める委託料の10分の1以上の金額を甲に納付しなければならない。

- 2 契約保証金は、乙がこの契約に定める債務を履行したときに、乙の請求により返還する。ただし、第4項の規定により契約保証金を充当した場合は、その残額を返還する。
- 3 契約保証金には、利息を付けない。
- 4 乙がこの契約に基づき甲に対し負担する損害賠償、遅延利息又は違約金を支払わないときは、甲は契約保証金をもってその弁済に充てることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施するにあたり合理的に必要な範囲において、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、再委託先が行った業務について再委託先と連帯して責任を負わなければならない。

（業務計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受ける

ものとする。

(業務計画の変更)

第8条 乙は、業務計画書の主たる内容を変更しようとするときは、事前に、変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払いを委託料精算払請求書(様式第4号)により、甲に対して請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

3 第1項の規定による前金払の支払期日については、前条の規定を準用する。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(契約の変更)

第15条 事故、天災又は感染症の流行等により、委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第17条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。また、甲から委託業務の内容に関する質疑等があった場合には、誠実に対応しなければならない。

(権利関係)

第18条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

3 前2項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、この契約による業務の処理上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」及び愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、仕様書等に定める内容又は成果品の種類、品質、規格若しくは数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下、「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し、当該契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約外の事項)

第21条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(書面により契約を締結する場合)

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

(電子署名により契約を締結する場合)

本契約において、甲と乙の電子署名がともになされた日が、上記委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、上記委託期間の開始日から生ずるものとする。

令和8年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

中村 時広

●●県●●●●●

乙 株式会社●●●●●

●● ●●●●●

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内

容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務
業務計画書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」
のロードマップ改訂等委託業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、業務
計画書を下記のとおり提出します。

記

1 業務実施体制等

2 業務の実施予定期間

始 期 令和 年 月 日
終 期 令和 年 月 日

3 その他

※ 代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子
メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）
として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担 当 者（職氏名・電話番号）	

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務
変更計画書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後が分かるように記載のこと）
- 3 変更後の事業費 円
- 4 その他

※ 代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担 当 者（職氏名・電話番号）	

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務
実績報告書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

1 業務の内容

2 業務の実施期間

始 期 令和 年 月 日
終 期 令和 年 月 日

3 事業の成果（具体的に記入すること）

4 その他

※ 代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者的上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務
委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

※ 代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担 当 者（職氏名・電話番号）	